

令和4年11月29日

東京都知事 小池 百合子殿

特定非営利活動法人東京養育家庭の会
理事長 能登 和子

令和5年度の施策、予算に向けた要望書

平素より、社会的養護の子どもたちの養育に関し、一方ならぬご尽力をいただいております。心から感謝を申し上げます。

東京都における社会的養護につきましては、一昨年度から施行されました「東京都社会的養育推進計画」に基づき、里親委託率の向上をはじめとして、子どもたちの最善の利益を守っていくための施策が実施されておりますが、私たちの養育の現場においてはまだまだ多くの改善を要する課題が存在します。

また、国においては児童福祉法が改正され、多くの新たな施策が打ち出されている状況にもあります。

こうした状況を踏まえ、来年度の施策の企画立案及び予算編成に向けて、下記のとおり要望させていただきます。子どもたちの健やかな成長のため、ご高配の程、どうかよろしくお願い致します。

記

1. 里親等委託率の引上げとフォスタリング機関の設置・拡充について

昨年度から施行されている「東京都社会的養育推進計画」においても、代替養育における養育家庭又はファミリーホームへの委託について、数値目標を設定して飛躍的に増やしていくこととされています。

愛着に関する課題や被虐待経験、障害等の様々な課題をもった子どもたちが増えていく中で、実際に里親委託を増やしていくためには、里親子に対する支援体制を確立することが、最も重要な課題です。

東京都におかれましては、現在多摩・江東・立川の3児相管内で設置されている民間による包括的なフォスタリング機関について、同計画に記されているとおり、令和6年度までに都児相管内全域に設置していただけるよう、お願い致します。

また、その機能が引き続き拡充され、

- 子どもの成育歴や発達の状況から必要となる専門的支援との連携
 - 24時間365日の相談対応
 - 長期間に渡る同一スタッフによる継続的支援
 - 委託前の交流時の里親側に立った支援
 - 施設に設置された里親支援専門相談員との十分な連携
- といった機能を十分に備えることができるよう、人件費を含めた十分な予算配分を行うとともに、人材の確保育成を支援していただけるよう、お願い致

します。

加えて、フォスタリング機関の役割や具体的な業務について、各地域の里親に対する丁寧な説明と協議をお願い致します。

2. 児童相談所の抜本的体制強化について

東京都の児童相談所は、実際の子どもたちへの支援が、目に見える大きな問題を抱えた場合に限定されざるを得ず、様々な困難な課題を抱えた子どもたちが増加している社会的養護の現場の実ニーズにほとんど対応できていません。これまでもその体制の抜本的強化の必要性について再三指摘してきましたが、本要望書においては、特に下記の点について強く要望させていただきます。

(1) 里子と里親家庭に対するソーシャルワークの抜本的改善について

本来児童相談所が責任を持って行わなければならない所謂ソーシャルワークの機能（里子のニーズのアセスメント、必要な支援を組み立て支援計画を策定するケアマネジメント、他機関と連携しつつ必要な支援のコーディネートを行うこと等）が、ほとんど果たされていないことから、児童相談所については、中途採用も含め専門職の採用を飛躍的に増やし、児童相談所におけるキャリアパスの確立、処遇の改善、児童福祉司に対する十分な研修機会の確保、スーパーバイズ体制の確立といった体制整備を計画的かつ早急に進める必要があります。また、児童相談所業務をスリム化するという意味でも、フォスタリング機能を施設等の民間機関に包括的に委託することを早急に進めていただきたいと存じます。

特に児童相談所は、子どもの意向に応じ、実親を探すことも含めて実親との交流に向けた努力をお願い致します。

また、自立支援の際にもそれぞれの子どもの状況に応じたきめの細かい支援をお願いするとともに、子どもの家庭復帰に際しても、里親家庭へ委託する際と同様、実親との愛着形成に必要な交流期間と、丁寧な家庭支援を行うことをお願い致します。家庭復帰までのスケジュールを、子どもの様子や里親の持つ子どもの情報をもとに検討し、子どもがスムーズに実親の元へ戻るような支援をして下さい。また、このような場合に、里親家庭で子どもの心のケアができるように、子どもと実親の面会交流の様子や必要な情報を共有して下さい。児童相談所の家庭復帰の判断や家庭復帰に向けての手順が、子どもの心にトラウマを残すようなこととならないよう、よろしくお願い致します。

さらに、里親と児童福祉司、心理士との面談等の際には、普段里親子とコミュニケーションをとっている里親支援専門相談員の同席をお願いします。チーム養育を掲げるからには、チームの構成員全員が一堂に会して、子どもの自立支援計画等を議論することは、当然だと考えます。

加えて、例年お願いしているところですが、「子どもの措置を担当する児童相談所（子担児相）」は、他児相管轄の養育家庭に子どもが委託された場合、子どもに会うことすら難しくなり、子どもとの信頼関係を構築することが必須となるソーシャルワークを適切に行うことが困難になってい

ます。養育家庭委託後の子どもの担当は、子どもの受託家庭に物理的に近く子どもとも養育家庭とも密にコミュニケーションができる「里親が居住する地区を管轄する児童相談所（親担児相）」に移管していただくよう、お願い致します。

(2)措置解除に当たっての手続き等について

養育家庭における「措置解除」については、相変わらず現場の里親から様々な意見が寄せられています。

例えば心理面談という認識で里親が里子を児相に連れて行ったところ、その場で一時保護されて措置解除になった事例もありました。

あらためて、措置解除にあたっては里子と里親の愛着の状態や子どもの意思を優先し、子どもと里親の心のケアを十分に行う観点から、丁寧な手順を踏むとともに、子どもと里親双方に十分な説明をしていただけるよう、そのルール、手続き、対応方法等の明文化をお願い致します。

また、里親が一人親家庭となった場合に措置継続か解除かを検討する際は、里親認定基準上一人親でも養育継続できる「特段の理由」の明確化や、地域において他の公的サービスや地域の里親仲間等による養育支援体制を構築することによる養育継続の可能性について十分な検討を行う等、上記と同様にルール、手続き、対応方法の明文化をお願い致します。

なお、仮に子どもが養育家庭から措置解除され別の養育家庭や施設に移ったとしても、落ち着いたらまた元の養育家庭に戻ることや、手紙のやり取りや定期的な面会ができるようにするなど、子どもが「里親からも捨てられた」と感じてしまうことがないように、子ども自身の意向を十分踏まえつつ、元の養育家庭との交流を継続していくことも、子どものソーシャルワークの中で、十分に考慮する必要があります。

今年度からスタートした新たな「里親子サポートネット」においては、以上のような要望を十分に反映した運用となるよう、よろしくお願い致します。またこの「里親子サポートネット」については、未だ里親の間に十分周知されていない現状があります。研修の都度周知するなど、十分な説明、広報をお願い致します。

(3)子どもの意思が尊重される仕組み（アドボケイト）について

子どもの権利条約に則り、子どもの意思が最大限尊重される仕組み・制度の構築は全国的な課題となっています。東京都においても、子どもと児童相談所の意見の衝突がある場合等において、利害関係のない第三者（弁護士等）が子どもの代理人として児童相談所と相対し、子どもの権利を守る制度の構築をお願いします。

(4)未委託のまま、長期間待機している里親への委託の促進

長期間未委託のままの里親については、委託されない理由を明らかにし、里親側が委託に向けて前向きに努力し、子どもを受け入れる準備ができるようサポートしてください。

(5)児童相談所ごとの取扱いの差異

東京都の児童相談所においては、児童相談所ごとの取扱いの差異が大きく、例えば下記のような児童相談所が未だに存在します。

- ・大学卒業までの事実上の措置延長が可能となっているにもかかわらず、検討していただけない。
- ・児童相談所との連絡手段が未だ電話、FAX、郵便に限られていて、事務的な連絡についてもメールの使用が認められていない。
- ・厚生労働省のガイドラインでは、「（施設の）里親支援専門相談員は里親会の事務局を支援すること」とされているが、土日の活動を含め、児童相談所の参加がない場合に、里親支援専門相談員（里専員）を里親会の活動に参加させない。
- ・登録更新の際、収入や資産に加え、プライベートな情報を必要以上に求める担当がいる。

所管地域の実情に応じて柔軟な対応が必要となることもありますが、そのような説明もなく、ただ頑なに従来の取扱いに固執しているだけのように見えることもしばしばです。このような状況を是正し、児童相談所の取扱いについてガイドラインを作成する等により、一定の統一を図って下さい。

特に、進学等の場合の20歳までの措置延長や国の「社会的養護自立支援事業」による22歳までの実質的な延長については、令和6年からの改正児童福祉法の施行により、子どものニーズを踏まえ、一律に年齢のみで措置解除されることがなくなることから、それ以前の現段階においても、延長する際の基準の明確化を図り、児童相談所によって取り扱いが異なることのないよう、お願い致します。特に進学によって措置延長した場合に、卒業時である年度末ではなく、子どもの誕生日の時点で措置を解除することは、子どもの立場から見たときに何の合理性もありません。早急に卒業する年度末までの延長を標準化していただけるよう、お願い致します。

(6)特別養子縁組に関する支援

特別養子縁組が可能な年齢が15歳まで引き上げられたことに伴い、養育家庭においても、受託後に特別養子縁組により子どものパーマネンシーを確保できる機会が増えました。児童相談所においても、子ども本人、実親家庭、養育家庭の状況を十分に勘案しつつ、必要な場合の支援を積極的にお願い致します。

(7)児童相談所長と東京養育家庭の会の懇談の場の設置について

以上のような課題は、児童相談所と私たち東京養育家庭の会とのコミュニケーションが十分にとれていないことにも起因していると思われまます。これまで支部ごとに管轄児相とのコミュニケーションの緊密化を図ってきているところではありますが、東京都全体としても、東京養育家庭の会と東京都の児童相談所長の皆さんとのコミュニケーションの場の設置が必要です。

3. 子どもたちに対する教育保障について

十分な教育機会を保障することは、子どもたちの健全な自立に向けた大きな課題です。昨年度に引き続き、次の事項を要望致します。

- 高校生の塾等の費用については、以前より改善はされましたが、まだ実情に合っておりません。月額上限のさらなる増額や実費の全額支弁、夏期講習、冬期講習の費用の支弁をお願い致します。

- 小学生の塾等の費用についても、タブレット等による通信教育を含め、実費の全額支弁をお願い致します。
- 家庭教師についても、子どもによっては一対一でないと教える側の話が聴けない子どももいることから、幅広く助成をお願い致します。また、家庭教師の選定に当たっては、学習ボランティアやメンタルフレンドの制度、不登校経験者なども含め、幅広い選択肢を提示していただき、その中から子どものニーズに合わせて選択できるようにして下さい。
- 塾等のような直接の学習面ばかりではなく、種々の習い事についてもその経費を支弁して下さい。塾の費用や通信教育の費用と合わせて、上限を定めるような支弁の方法も検討して下さい。
- 発達障害等の障害を有する里子が増加している現在、そうした子どもたちの特徴に対応できる塾への通塾を認め、その実費を支弁して下さい。その際、信頼できる塾について東京都が指定していただく仕組みも検討に値します。
- 学童保育についても、その費用を支弁の対象として下さい。
- クラブ活動の合宿や用具の費用、私立高校における施設拡充費については、子どもによって必要な費用の差が大きく、現行の特別育成費の上限内ではカバーできない場合がしばしばです。実費請求になったことでもあり、上限を大幅に引き上げて下さい。
- 修学旅行の費用を実費で支弁するとともに、それ以外の宿泊学習についても支弁の対象として下さい。
- 修学旅行の費用等を学校に積み立てている場合、修学旅行以前に措置解除になってしまった際に、積み立てた金額を里親が東京都に請求しても請求が認められない場合があります。このように措置解除の時期によって里親が不測の負担を被ることがないようにして下さい。
- 幼稚園の延長保育についても支弁して下さい。
- 学校との協力関係については、東京都より東京都教育委員会を通じ、区市町村教育委員会に協力要請を行っていただいています。学校長による各種経費請求のための証明手続きや学校生活での通称名の使用、生い立ちに関する授業での配慮など、学校全体での取組が必要となる課題について、各学校での対応がスムーズに進むよう、引き続きご理解と協力の要請をお願い致します。
- 中学生の制服の買換え等の費用についても支弁をお願い致します。

4. 里子及び里親家庭に対する支援について

- 家事育児支援（バディチーム）について、利用可能時間（年間24時間）を増やす、複数の里子を受託している場合は利用時間を増やす、必要な時期にすぐさま利用できるよう利用できる事業者の範囲を飛躍的に拡大する等の充実を図り、あわせて利用しやすくする観点から手続き等について見直しを行って下さい。
- レスパイトについても、急なニーズにも対応できるよう、十分な受け入れ先を確保していただくとともに、手続き等について見直しを行って下さい。

- 子どもが成長し中学生・高校生になると食費や被服費は増えていきますし、高校生ではスマホの通信費なども加わってきますので、中学生・高校生の生活費を増額して下さい。また、小中学生は給食費が別途支弁されますが、高校生の弁当代が支弁されないのは矛盾ですので、その費用について支弁して下さい。
- 子どもによる物損について、幼児や小学生による物損も保険の対象にして下さい。
- 都営住宅に住んでいる場合、措置解除後の里子と同居することができません。措置解除後の支援の一環として同居を認めて下さい。
- 措置解除後の子どもたちの居住費負担軽減のため、公共住宅への入居や社会的養護に理解のある不動産会社・大家さんの開拓を通じた物件の確保に向けた新たな取組を検討して下さい。
- 大学等の入学に伴う学校提出資料やアパート等の賃貸契約などで身元保証人や連帯保証人が必要になりますが、里親が保証する場合、これが措置解除後も継続するため、里親の負担が大きくなる場合があります。その負担を軽減するために「自立援助促進事業制度」や「杉浦基金」が存在しますが、対象が20歳未満になっていますので、原則として里親以外の者が身元保証人や連帯保証人になれるような制度の創設をお願い致します。
- 外国籍の子ども、無国籍の子どもについて、間違っても強制送還にならないよう、措置解除になる前の可能な限り早い段階で、在留資格取得や国籍取得の方法について関係機関と連携して確認し、早急に手続きを進めて下さい。
- 里親の身分証明カードの発行をお願い致します。
 - ・里親と子どもの愛着形成期に、発達の課題や心身の不安定から長泣きしてしまうことがあります。また、外国にルーツのある里親や子どもの見目から、親子と判断しにくい場合もあり、子どもの連れ去りと勘違いされることもあります。
 - ・そうした観点から、里親が適切に身分を証明できるカードを発行し、安定した養育環境を整えてください。またその際、東京都児相、特別区児相において統一の様式としてください。
 - ・その際、里子との関係も合わせて証明ができるよう、措置決定通知書をカード化していただくことも含めて検討して下さい。

5. 受診券について

- 育成医療の受診券について、各地域の医師会と連携した十分な広報をお願い致します。また、受診券を保険証と同一に認識されやすい形状にし、東京都児相、特別区児相において統一してください。
 - ※現在の受診券はパウチされたカードとなっているため、病院などで保険証と同様の機能を持つと認識されないことがありますので、プログラムカードやプラスチックカード等の一般的に使用されている保険証と同様の形状にし、子どもが医療を受けやすい環境を整えてください。

※中高生になると修学旅行などで受診カードを持参する場合があります、クラスメート等からの指摘を恐れて見せないようにしている事例があります。

6. 障害児関連施策との連携について

- 発達障害を含め、障害のある里子が増えています。障害児者支援サービスとも十分連携して、専門性をもった支援が適時適切に行われるような体制をつくって下さい。
- 放課後デイサービスの利用について、十分な費用補助や優先利用が可能となる仕組みをお願い致します。
- 児童発達支援や放課後デイサービスを里子が利用する際に、受給者証を発行し費用負担をする市町村が特定されず、里親が複数市町村をたらい回しにされて、9カ月も里子が支援を受けられない事例がありました。どこの市区町村が担当するべきなのかは、東京都なり児童相談所で特定できるはずですから、里親に任せるのではなく、児童相談所が主体的に市区町村と折衝して下さい。
- 東京都教育委員会による「特別支援教室のガイドライン」において、「指導期間を原則1年間」と定められていますが、市区町村の障害者サポートセンター等も含めて、より長期的・継続的な支援が必要な里子については、そのニーズに応じて期間が延長されるよう、市区町村への働きかけをお願い致します。
- 障害者手帳や小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付や更新の際に必要な医師の診断書の費用について、助成をお願い致します。
- 里子が対象となる特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給資格について、所得制限を適用する際に里親家庭の所得により判断することは不合理ではないでしょうか。是正をお願い致します。

7. 里子の住民票をめぐる課題について

- 里子の住民票をめぐる課題は、次のような課題があります。
 - ・里子の住所が里親と同一でない場合、銀行口座の作成が困難
 - ・里子の住所が里親と同一である場合、里子と実親との関係等の事情によって、住民票の開示をブロックする支援措置を市区町村に申請するが、1年ごとの更新が必要であり、手続きが煩雑である。
- こうした問題を解消するため、里子の委託に際して、児童相談所の方で銀行口座を作成するとともに、住民票非開示の必要性は基本的に児童相談所の判断に係るものであることから、児童相談所の方から一律に住民票の非開示を市区町村に申請し毎年更新をしていただけるよう、お願い致します。

8. 特別区による児童相談所設置について

- 今後特別区が順次児童相談所を設置していくにあたり、東京都との役割分担や東京都の児童相談所の管轄区域がどのように変わっていくのか等について、できるだけ早期にお示しいただけるよう、お願い致します。

- また、特別区の児童相談所の設置に伴い、里親養育に関する財政面を含めた支援が後退することのないよう、東京都としても必要な財政支援を継続的に実施して下さい。
- さらに、特別区の児童相談所開設に伴い、子ども担当職員だけでなく、自立支援員や心理士等、子どものサポートにあたる職員について、引継ぎを丁寧に行ってください。
 - ・現状、子ども担当職員は1年前から区児相の担当者に引き継いでいますが、自立支援相談員の引継ぎが十分に行われていない場合があります。不登校の子どももいる中、自立支援相談員が重要な役割を担っている現状があるので、子どもにとって切れ目のない支援が継続するよう、子ども担当職員と同様に1年前からの引継ぎを行ってください

9. 一時保護委託について

- 一時保護委託を受けた場合の委託費や標準的な経過について、広く里親家庭に周知して下さい。
- 特に中高生の一時保護を養育家庭が受託する際、その子どもが最低限の家庭のルールを守るよう、児童相談所として出来る限りの対応をして下さい。
- 一時保護委託の期間について、あまりにも長くなる事例が散見されます（1年10か月という例もあります）。受託している養育家庭の負担が過度になる場合も多発しているため、適正化されるよう全児童相談所に徹底して下さい。
- 一時保護委託中については、特に児童相談所との緊密な連携と手厚い支援が必要です。例えば保護児童に関する情報を段階的であっても順次共有していただく、養育に関して子担と親担の意思統一を図る、突発的な事態が生じたときにすぐさま対応していただけるような24時間対応の緊急連絡先を確保する等の責任をもった対応をお願い致します。
- 一時保護の場合でもレスパイトや保育サービス、バディチームが活用できるようにするとともに、必要に応じて塾の費用等の学習補助費を支出して下さい。
- 一時保護委託費の支払いを可能な限り早くして下さい（里子として受託する場合の支度金についても同様の要望があります）。

10. 東京都から受託している研修事業について

- 2年に一度の更新時研修は、3～5年に一度に間隔を広げ、内容をより充実させる方向で見直しを検討してはいかがでしょうか。

11. 東京養育家庭の会の会員拡大について

- 言うまでもなく、養育里親はその家庭だけで孤立することなく、他の里親家庭とも支え合いながら、児童相談所やフォスタリング機関の支援を得て、オープンな養育を実践していくことが必須です。そのためには、すべての養育里親が、地域の里親会によるピアサポートの輪の中で子どもを養育す

- ることが、里親として活動していく上で、必須であるとも言えます。
- しかしながら、現状はまだまだ東京養育家庭の会の会員にすらなっていない養育家庭が多く、そうした家庭の孤立化が懸念される状況です。
 - 私たち東京養育家庭の会としても、そうした養育家庭にもピアサポートの輪に入っただけのよう、本部・支部ともに努力を続けてまいりますが、東京都においても、養育里親として活動していく上でピアサポートは必須であるとの認識の下に、出来る限りの協力をお願い致します。

令和4年11月29日

東京都知事
小池百合子 様

公益社団法人 東京都看護協会
会長 柳橋礼子

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会
会長 椎名美恵子

令和5年度東京都予算に対する要望について

日頃から東京都看護協会及び東京都訪問看護ステーション協会の事業にご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対してはワクチン接種が進みつつあるものの、今回の第7波による新規感染者の爆発的増加はこれまで経験したことのないものでした。また、冬を迎えて第8波の拡大も懸念されるなか、インフルエンザの流行の兆しや新たなコロナウイルスの変異も確認されるなど、今後も大変厳しい状況が予想されます。

こうした中、都内で働く約14万人の看護職は職場でも自身の日常生活でも感染管理に細心の注意を払いながら、都民の命と健康を守る最前線で職務に邁進しています。

日頃から看護職への十分な処遇があつてこそ、新たな感染症流行や自然災害などの緊急事態にも的確に対応でき、都民の健康を守ることが可能となります。

こうした点を踏まえ、令和5年度の東京都予算編成にあたっては、コロナ禍で明らかになった課題を解決し、将来に備える看護提供体制の基盤強化を強く要望いたします。

1. 看護現場のコロナ禍からの疲弊回復と、より安全・安心な労働環境の確立について（重点要望）

新型コロナウイルス感染症対応による臨床現場の疲弊は、極めて大きく深刻である。まずはマイナスからゼロへの回復を図るとともに、すべての看護職がやりがいをもって働き続けられる労働環境の整備について検討されたい。

(1) 看護職の処遇改善と働き続けられる労働環境づくりへの支援

2年以上新型コロナウイルス感染症対応にあたってきた看護職の心身の負担は非常に大きい。また現場では、新人教育に人手も割けず育成が遅れ、さらに疲弊したベテランが離職するという悪循環も生じている。

昨年、政府による看護職員への処遇改善の取り組みが行われたが、都においても、看護職の重要性と専門性に対する正当な評価とそれらに見合った収入の確保、さらには仕事と家庭を両立し、働き続けられる労働環境整備を支援するとともに、国に対しても強く要請されたい。

(2) 看護職の感染症対応能力や専門性の高い看護職育成への支援

コロナ禍で明らかになったように、専門・認定看護師や特定行為研修修了者などの専門性の高い看護職や優秀な看護管理者（看護部長・師長等）は必ず必要であり、またその育成には時間を要する。

都はこれまで以上に看護職の感染症対応能力の底上げを図るとともに、専門性の高い看護職や看護管理者の育成のために医療施設等への財政支援についても検討されたい。併せて、高度な専門性を身に着けた看護職への正当な評価と処遇も支援されたい。

(3) 都の医療施設の約70%を占める中規模未満（200床未満）の病院等への支援

中規模未満医療施設は、地域の中核として住民の健康を守る重要な存在だが余力は小さく、新型コロナウイルス感染症対応ではクラスター発生等の課題が生じた。

中規模未満医療施設での看護労働力の充実、質の向上は都民の健康に直結する喫緊の課題である。

地域包括ケアシステムの実現に向けて不可欠な医療資源である中規模未満医療施設における看護人材確保支援や労働環境整備支援を強化されたい。

2. 2040年を見据えた、都民の命と暮らしを守る持続可能で質の高い看護提供体制の構築について

2040年前後には国内最多数の高齢者を抱える東京都において、地域包括ケアシステム構築は喫緊の課題である。その実現には質の高い看護職の人数確保はもちろん、活動の場や役割の拡大が欠かせない。

東京が都民にとって最期まで安心して暮らせる街であるために、以下の対策について検討されたい。

(1) 都立看護学校の4年制化及び准看護師養成の廃止

医療の高度化・複雑化、患者像の多様化、地域・在宅看護分野など、看護職に必要な不可欠な知識・技術は顕著に増大している。都民の看護ニーズに十分応えるためにも都立看護学校での看護師基礎教育の4年制化を推進するとともに、同時に新たな准看護師養成については廃止を検討されたい。

また、現在就業している准看護師の質の向上や看護師へのキャリアアップのための研修・教育機会への支援を強化されたい。

(2) 都立病院副院長への看護部長の登用

全国で看護部長が副院長に登用されている割合は14%（2021年）であり、500床以上の病院では51.2%と年々上昇している（なお、埼玉県立病院機構では、すべての病院で登用）。その意義として、看護職の視点を活かした患者中心の医療の病院内外への浸透や、チーム医療のスムーズ化等が明らかになっている。また看護部長の多くは女性であることから、女性の活躍のロールモデルにもなっている。

時代の潮流や都民のニーズに対応した質の高い医療サービス提供のため、都立病院副院長への看護部長の登用を検討されたい。

(3) 地域（保健所・訪問看護ステーション・介護施設等）で働く看護職への継続教育の拡大

地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を持つ保健所、訪問看護ステーションや介護施設等で働く看護職には、感染症対応はもちろん、在宅療養者への特定行為や看取りも含めた能力が不可欠である。しかし、病院と異なり自施設内での研修機会は少なく、労働力不足や資金の課題により外部の研修等への参加も困難で、必要な知識や技術のアップデートができていく状況にある。

地域包括ケアシステムを実現し、安定的に都民の健康を守っていくために、地域の看護職のための継続教育事業及びその財政支援の実施を検討されたい。

(4) 健康危機管理人材(災害支援ナース)の育成支援

世界ではおよそ10年ごとに新興感染症流行が発生しており、また首都直下地震を避けられない東京都において、感染症対応も含めた健康危機管理人材の育成強化はまさに喫緊の課題である。

現在東京都看護協会が実施している災害支援ナース養成・継続研修への支援、また、都内の看護職の災害対応能力の底上げのために災害支援ナースの活用を検討されたい。

(5) 時代の課題の解決のための看護職の活用(自殺予防対策、ヤングケアラー対策)

看護職は住民にとって最も身近な医療従事者であり、現代のさまざまな課題解決にも活用できる可能性が高い。

例えば、自殺企図での入院時から保健所や地域包括支援センター、訪問看護の連携があれば、自殺企図の段階での自殺予防、家族の後追い自殺やストレスによる健康被害予防や軽減が可能となる。病院と地域の看護職が連携したシームレスで効果的なケアを可能にする、新たな制度を検討されたい。

また、ヤングケアラーも新たな課題の1つである。家庭訪問を行う保健師や訪問看護師は、患者の病状だけではなくその生活環境も視野に入るため、ヤングケアラーの早期発見・対応につなげることが可能である。ヤングケアラー対応を保健師や訪問看護師などの活躍の場としての位置づけ、対応能力向上のための研修等の実施、また早期対応を可能にする地域と医療機関等の連携体制の構築を検討されたい。

令和4年11月29日

東京都知事
小池 百合子 殿

一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会
理事長 松尾 憲久

令和5年度東京都予算等に対する要望書

当団体は、アパレル・ファッション産業の143を正会員に持つ団体です。長引くこのコロナ禍に加え、様々な原材料価格の高騰などの影響を受け、マーケットの現状につきましては非常に厳しいものとなっております。

こうした中にあっても東京のアパレル・ファッション産業が今後も力強く発展していくためには、アパレル・ファッション業界の未来を担う人材の育成や、東京のファッションの魅力を世界に発信することなどにより、東京のプレゼンスを高めていくことが不可欠です。

つきましては、令和5年度東京都予算等に対して、以下のとおり要望いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

1 アパレル・ファッション産業を担う人材の育成

求職者や新卒者が求める「仕事の価値観」も大きな変化を遂げ、「働き方改革」の推進が大きな課題となっています。ヒトへの投資が大きくクローズアップされる中、働く環境の整備を推進し業界の競争力強化を図るため、当団体では、ヒューマンリソース委員会において、会員企業に対して人材に特化した支援を行っています。

具体的には、会員企業合同での学生に向けたインターンシップの実施や、就職後のミスマッチを防ぐためのセミナー（「アパレル・ファッション業界 1 Day 仕事体験オンライン合同セミナー」）を10以上の企業が合同で実施しました。

また、アパレル業界の代表的な職種における能力開発の標準的な道筋を示した「キャリアマップ」、人材育成を促すことができる「職業能力評価シート」を制定しました。

さらに、社会人デザイナーの能力開発にむけて、ブランドに生かせる「カラスキルアップ講座」や工場のノウハウや特性をうまく引き出す方法が学べる「ニット実学講座」などの各種能力開発セミナーも実施しています。

未来のアパレル・ファッション産業の発展に向け、才能ある若手デザイナーを発掘し育成していくことは重要です。

新進気鋭の若手デザイナーが世界で活躍できるよう支援し、ファッション・アパレル産業の発展につなげていく取組を要望します。

2 アパレル・ファッション産業の魅力発信

東京都におかれましては、令和元年度より、東京のファッション都市としてのプレゼンス確立を図ることを目的として、東京の街全体でファッションを盛り上げる気運を醸成し、幅広い層に東京のファッションの魅力を発信する取組を補助する「地域特性に着目したファッション産業振興事業」を実施されています。

当団体は、令和3年度までの3か年にわたり、ファッションを中心として、アート、音楽、フード、カルチャーなど複数のイベントを一同に集結させた「東京クリエイティブサロン」を企画し、補助事業者として採択されました。

この「東京クリエイティブサロン」は、東京ファッション・ウィーク期間中に、日本橋、丸の内、銀座、渋谷、原宿の都内5エリアで同時に開催しました。令和3年度は、感染防止対策を万全に行いながら、本格的なリアルでのイベント開催を行い、日本のクリエイティブの発信を積極的に行うことができました。

「地域特性に着目したファッション産業振興事業」は、各エリアの商業施設やデベロッパー、地域団体など、様々な主体による新たな連携が相乗効果を生み、東京のファッション産業の活性化に大きく寄与する非常に重要かつ有効な事業です。本事業により、東京の各地で、ファッションを中心とした様々なイベントを同時期に開催し、世界中から注目を集めることができれば、ファッション・アパレル産業全体の活性化につながるものと考えます。

そのため、本事業を継続いただくとともに、コロナ禍により大きなダメージを受けたファッション・アパレル産業がコロナ前の水準以上のものとなるよう一層の取組を要望します。

3 アパレル・ファッション関連の企業の経営支援（販路開拓や生産性向上）

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛やテレワークの浸透などにより、2021年の衣料品等の国内市場規模がコロナ前に比べて2兆円以上減少しており、会員企業の経営も深刻な影響を受けております。

当団体では、「JAFIC PLATFORM」（JPF）という展示商談会を実施し、才能を発揮する機会を求めるクリエイターと会員企業をマッチングする事で、新規事業の取組やオリジナリティある商品企画などにより、新たな販路の開拓につなげるための取組を行っています。

また、当団体内に設置しているロジスティクス委員会において、会員企業の生産性を向上させるため、RFID（ICタグ）の導入や普及の拡大に向けたセミナーの開催などを行っています。

都としても、企業が行う、新たな販路の開拓や生産性の向上のための取組を後押ししていただけるよう要望いたします。

東京都知事 小池百合子 殿

令和5年度 東京都予算等に対する要望

東京都印刷工業組合

公益社団法人東京グラフィックサービス工業会

東京グラフィックコミュニケーションズ工業組合

東京都製本工業組合

1. サステナブル・リカバリー(持続可能な回復)の視点を踏まえた中小・小規模事業者への支援策の拡充

(1) 事業再構築への支援

サステナブル・リカバリーの視点を踏まえて、中小印刷産業は同質化からの脱却、供給過剰の解消により付加価値額を増大させる産業へと事業再構築が求められている。事業再構築のためには、DX推進は勿論のこと、ITリテラシーの高い人材の育成、新たな事業に取り組むための再教育が必須となる。東京都では、令和4年度、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」、「テレワーク促進事業」、「能力開発訓練」、「DX人材リスキリング支援事業」といった事業を推進されているが、令和5年度においてもITリテラシーの高い人材の育成支援や新たな事業に取り組むための再教育支援をお願いしたい。さらに現行の支援制度においても現業に即した使い勝手の良い制度に改善をお願いしたい。

(2) 柔軟な働き方を推進するための支援

サステナブル・リカバリーの視点を踏まえれば、今後は、テレワーク、時差通勤、時短勤務、ワーケーションなど「新しい日常」における柔軟な働き方、また生産年齢人口の減少を抑えるためには、未就労者の社会進出を活発化することが求められる。これらを推進するためには、①多様な人材が働きやすい環境整備、②子供を安心して預けられる環境整備、③離職せずに介護できる環境整備といったことが必要となる。

①多様な人材が働きやすい環境を作り出すためには、生産性の維持・向上は勿論のこと、労務管理を含めた社内制度作り、公正で公平な人事評価制度の在り方などを整備する必要がある。東京都では、令和2年度から業界別人材確保支援事業を実施しているが、「新しい日常」を見据えた中小企業の柔軟な働き方を推進するための支援として、専門家の派遣費用や環境整備に要する費用に対する支援や助成を引き続きお願いしたい。

②未就労者の社会進出を活発化させることが必要であるが、特に女性の場合は、育児や介護のために就労できないといった割合が高い。仕事をしながら出産・育児ができる社会を実現するためには、子供を預け、子供の心配をせずに職場で能力を発揮できる仕組みと併せ、キャリア形成の面からも保育する場所や要件を緩和し、施設やボランティアの組織化などの手段を講じて、親が安心して働ける仕組みづくりの構築をお願いしたい。

③中小企業の場合、企業の中核を担う人材が親の介護のために離職することは企業存続の重大な危機となる。仕事と介護の両立は難しく、企業にとって大きな損失であるが、本人にとっても収入源が断たれるなど、企業および本人の双方に不利益となる。育児・介護休業法は、数年置きに改正されてい

るものの、制度の利用率は低調であり、利用率を上げるためには、企業文化の変革や育児・介護休業の更なる周知が必要である。介護休業や育児休業取得に積極的に取り組む中小企業へ助成する新たな施策の創設をお願いしたい。

(3)資金繰り支援

東京都の融資制度は、新型コロナウイルス感染症対応融資、政策課題対応資金、一般資金と多くの融資制度があるが、いずれも融資利率が1.7%以上となっている。東京都ではこれまで信用保証料の補助や利子補給を行っているが、コロナで疲弊している中小・小規模事業者を支援するため、更なる利率の引き下げ、あるいは無利子・無担保の新たな融資制度の創設を要望する。また、コロナ融資の返済についても新たな制度を要望する。

2.エネルギーコストの急騰に対する支援策の創設

原油、天然ガス、石炭等の高騰によるエネルギーコストの急騰、原材料費も上昇が続いている。中小企業の場合、これら上昇分の価格転嫁もままならず、東京都印刷工業組合が令和4年10月に実施した「電気料金値上げに関する緊急アンケート」では、「電気料金の値上げを価格に転嫁できていない」という回答が79%にのぼり、企業努力も限界を超える事態となっている。特にエネルギーコストは全産業に共通していることから、このコスト急騰に対する補助金の創設や資金繰りを支えるための金融支援をお願いしたい。

3.2030年「カーボンハーフ」に向けた省エネ機械設備投資への支援策の継続

東京都は、2030年「カーボンハーフ」達成に向けた施策として、ZEVの普及拡大や太陽光発電等の再エネ活用を掲げられているが、製造業が取り組みやすい省エネ設備への買い替えに対する支援、営業や配送で使用するガソリン車からEV車への買い替えに対する費用の助成、といった施策の継続をお願いしたい。

4.事業者団体向け補助金・助成金および委託事業を活用した支援事業の継続

東京都の施策を各業界に浸透させるためには、各業界団体から会員および組合員に啓発し、施策の取り組みを業界団体の事業として推進することが最も有効な手段である。そういった中で、これまで東京都では、「団体課題別人材力支援事業」、「団体別採用カスパイラルアップ事業」、「業界別人材確保支援事業」、「はじめてテレワーク（テレワーク導入促進補助事業）」といった支援事業を展開し、印刷・同関連業界の事業者団体も積極的に利用しているところである。令和5年度においても業界向け活性化支援、ITリテラシー

の高い人材を育成するための支援など、時機にかなった事業者団体向け補助金・助成金事業および委託事業の実施を要望する。

5. 社会の諸課題への貢献を視点とした基準による調達行為(SR調達)の実現

東京都発注の印刷物入札において、適正な積算根拠を伴わない過度な低価格受注や不適格な企業の参入は、品質の低下を招くばかりでなく、印刷・同関連産業界の健全性・信頼性を損なうものである。環境への配慮、労働安全衛生の徹底、品質確保、BCP対策等を講じている企業の健全な経営が維持できるよう、次の方策を講じられたい。

(1) 社会的課題解決を基準とした新しい調達行為(SR調達)の実現

価格を基準とする競争入札は過度な低価格受注、不適格な企業の参入、さらには品質やサービスの低下を招くことにつながり、中小企業が99.5%を占める印刷・同関連産業界の健全性・信頼性を損なうものである。ついては、社会的課題の解決を基準とする新しい調達行為(SR調達)を実現するため、社会や地域の持続可能なイノベーションに取り組む企業の社会貢献度が正當に評価されるよう入札制度の改革を図られたい。

(2) 資格保有者への優遇措置の導入

調達を経済合理性の側面だけでなく、環境配慮、雇用・労働安全、情報セキュリティ、コンプライアンス、社会貢献など、社会への諸課題の貢献度に応じた優遇措置とともに、安心・安全な製品の提供を担保するため、グリーンプリンティング(GP)工場認定、環境推進工場登録、CSR認定、メディア・ユニバーサルデザイン(MUD)、JPPS(日本印刷個人情報保護体制認定制度)など、各種資格の認定取得企業への優遇発注など、インセンティブやアドバンテージの導入を積極的に図られたい。

社会の諸課題への貢献を視点とした基準によるSR調達の実現

～行政の調達が社会を変える～

- i 戦略的政府調達の推進に関する政策提言(2022年3月自民党政府調達研究会より)
価格のみを評価対象とするのではなく、質を含めた評価となる総合評価入札を積極的に取り入れ、社会課題解決に取り組む企業等に対する加点を導入すべきである。
- ii SR調達の例～地域の持続可能性を高めるSR調達の実現に向けて～
 - a. 政策目的：障害者の自立
調達＝障害者雇用に積極的な企業への優先発注⇒地域での障害者雇用促進
 - b. 政策目的：障害者差別解消法に基づく合理的配慮の促進
調達＝MUDに知見のある企業への優先発注⇒情報弱者への配慮促進

iii S R 調達では官民の共通認識が不可欠～官民が同じ目的を目指す～

- a. 我がまちは「何を求めているのか」の共通認識
- b. 「調達」は、地域社会を変えていく政策の一つであり、地域社会の企業が「社会課題解決」に貢献する機会であることの共通認識
- c. 行政との会話で「同じ目的」を見つけていくことの共通認識
- d. 印刷物の調達を通して協力できることの共通認識

調達を経済合理性の側面だけでなく、環境配慮、雇用・労働安全、情報セキュリティ、コンプライアンス、社会貢献など、社会への諸課題の解決と貢献を目的としたグリーンプリンティング（G P）工場認定、環境推進工場登録、C S R 認定、メディア・ユニバーサルデザイン（M U D）、J P P S（日本印刷個人情報保護体制認定制度）など、各種資格の認定取得

6.入札制度に対する改善要望

（1）印刷請負にかかる最低制限価格制度の改善

令和4年度から印刷請負にかかる最低制限価格制度が本格導入された。しかしながら制度の中身を見ると問題点も多いことから引き続き以下の点を改善するようお願いしたい。

- ①価格帯の下限金額を200万円から100万円に引下げること
- ②算定方式の割合を10分の7.5から10分の8に引上げること

（2）適正な予定価格の算出

最低制限価格制度の実施にあたり、一番重要なことは適正な予定価格を算出するための積算方法と積算根拠である。一般財団法人経済調査会発行の「積算資料印刷料金」に掲載されている積算方法の遵守は勿論のこと、近年の最低賃金の大幅な上昇や昨年からの用紙・インキなどの原材料費、エネルギーコストの価格高騰が反映された予定価格の算出を図られたい。

（3）東京都および各特別区・都下市町村において地元企業への優先発注、地域の中小・小規模事業者等の積極活用

①印刷・同関連産業は、東京の地場産業として東京都の経済・雇用の重要な担い手となっている。しかしながら、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、中小印刷会社の売上は大きく落ち込んでいる。東京都をはじめ、東京都の指導によって、各特別区や都下市町村から発注される印刷物は、地元企業への優先発注を徹底され、地域の中小・小規模事業者を積極的に活用されるよう強く要望する。

②地域の経済活動回復のための施策において、最近は印刷物とデジタルの両方（例えば、地域のプレミアム商品券の場合、紙の商品券とキャッシュレス決済）を求められるケースがあるが、印刷物とデジタル両方の一括発注では中小企業で対応できないケースがある。分割発注が望ましいが、一括発注せざるを得ない場合であって域外業者に発注する場合は、域内中小企業の振興および発展のため、域外業者に対して、域内の企業とJVを組むことを入札要件にする、あるいは域内の企業とJVを組んだ場合に加点評価する、といった制度を設けるように要望する。

（４）知的財産権の財産的価値の取り扱いの啓発

東京都は、国の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に記載されている「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」ということを財務局長名で周知していることは承知しているが、今後も更なる徹底を図りたい。特に令和２年度からは、新たに講ずる措置として、「知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用の促進」が追加された。東京都においてもコンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用を図りたい。

（５）著作者人格権の不行使特約条項の撤廃

著作権は本来、それ自体が財産的価値を有することから、印刷物制作費とは別に、財産権としてのその正当な価値評価を加算していただきたい。加えて、著作者の基本的な人権を否定する「著作者人格権の不行使特約条項」は著作権法の趣旨に反するものであることから即時撤廃すること。

以上

東京都知事

小池百合子様

令和5年度東京都予算等に対する

要 望 書

令和4年11月29日

一般社団法人 東京工業団体連合会

会 長 廣 瀬 隆 博

わが国経済は、新型コロナウイルス感染者が2020年1月に確認されて以降、数度の緊急事態宣言等に伴うイベントや外出の自粛等により、人・物の移動は制限され、幅広い業種で需要構造が変化し、多くの事業者は深刻な経営状況に陥っている。これに世界的規模での政情不安も加わり、戦後最大の経済落ち込みの真ただ中にある。特に、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者には甚大な影響が及び、事態の長期化とも相まって、今後、廃業や倒産の増加が懸念される。こうした厳しい経営環境の中で都内の中小企業・小規模事業者、とりわけ中小製造業が活力を取り戻し事業継続していくためには、都や国による支援策の拡充や継続が必要である。同時に事業者にとっては、自ら生産現場の効率化や社員教育の強化、従来業務の見直しなどにより、経営体質の改善を図っていかねばならない。

中小企業における事業継続のためにも、経済活動正常化、将来を見据えた事業展開、人材確保・育成など引き続き力強い支援の取り組みを切に要望いたします。

【中小製造業に関する要望（重点要望）】

1 経済活動正常化に向けた各種支援について

日銀の全国企業短観（6月）によれば、原材料高のほか、部品不足といった部品供給が響き前回調査（3月）より悪化している。先行きは供給緩和など改善を見込むものの原材料コスト上昇への警戒感が強い。また、1年後の物価見通しは全規模合計で2.4%上昇と過去最大の伸びを示している。計画的な事業経営のためにも先行きの不安を払拭してもらいたい。

については、以下の支援を要望いたします。

- (1) 今後、コロナ禍に伴う各種支援の見直しや終了、また緊急融資等の返済が始まると企業経営に支障を来しかねない。経済活動がコロナ前に戻るまで、各種支援制度は継続実施されたい。（協力金・給付金・助成金による事業継続、雇用確保、職場環境対策や中小企業制度融資等による資金繰り支援や返済猶予、税金・公共料金の支払い猶予など）
- (2) 中小企業に厳しい極端な円安、電力価格の上昇、原材料の高騰が事業経営を圧迫している。総合的な見地から持続可能な企業経営に関する支援策を講じられたい。
- (3) 脱炭素（カーボンニュートラル）やSDGsに取り組む企業は少ない。取り組むことで得られる経営上のメリットを可視化したガイドブックを作成するなど企業への普及啓発に努められたい。

2 中小製造業の事業継続と取引拡大支援について

都内の中小製造業が事業継続を図っていくには、新製品や新技術開発、販路の開拓など技術力や付加価値を高め生産性の向上に取り組むことが重要である。しかし、多くの経営課題のある中での新たな取り組みには大きなリスクと費用負担を伴うため、多岐にわたる支援が必要である。

については、以下の支援を要望いたします。

- (1)各種支援事業の継続及び不断の見直しでより利用しやすい制度への拡充を図られたい。
- (2)自社技術の用途開発や高度化に対するアドバイスから販路開拓までの資金、技術、人材等の一貫した支援体制の強化、そのために相談窓口の有為・多様な人材を配置し伴走支援体制を構築されたい。
- (3)中小・小規模企業の設備投資（省力化のための自動化機械・装置、ロボット等）への助成金や金融支援を継続するとともに、助成金申請・報告手続きなど、より一層の簡素化に努められたい。
- (4)複数の企業（技術・特徴・得意分野を活かして）が技術力のネットワークを活用して取り組むプロジェクトに対する支援の拡充強化及びマッチングの場を提供されたい。
- (5)ものづくりとIT技術との融合による需要開拓・新製品開発・販路拡大への支援の強化と試験研究機関との連携に対して支援されたい。
- (6)中小企業経営者の高齢化などによる廃業は、高い技術やノウハウ、雇用の喪失となり、地域経済にとって大きな損失となることから、従業員や第三者への事業承継するためのマッチング、M&Aに関する支援、融資制度を拡充されたい。また、事業継続のための支援制度（税制、融資・助成）をまとめたガイドブックの作成・内容の充実を図るなど事業の周知に努められたい。

3 ものづくり人材の育成について

労働力人口の減少や高齢化が進行する中で中小製造業が企業活動を維持するためには、多様な労働力の確保と定着、優秀な人材の育成が極めて重要である。知名度の低い中小企業にとって企業広告、インターンシップ等による新たな人材確保は難しいことから、既従業員に対する新技術の習得他、経営環境の変化に対応していくための体制整備が必要である。就業人生が長くなる今日、高年齢者の持つ豊かな経験や広い人脈を活かすためにも時代にあった能力開発が必要となっている。

については、以下の支援を要望いたします。

- (1)若年者や女性、高齢者、障害者、外国人など多様な人材の確保と働き方改

革への対応など、中小企業経営者の負担は増している。従業員が安心して働くことのできる雇用環境の整備に取り組む中小企業への支援を拡充・強化されたい。

- (2) 中小企業が求める即戦力となるものづくり人材育成機関である職業能力開発センターの機能を拡充し、地域特性やニーズに応じたカリキュラムや最先端設備を導入するなど、産業人材の育成への支援を引き続き強化されたい。
- (3) ものづくり産業を支える人材を将来にわたり輩出するためには、ものづくりに興味・関心のある子どもを増やす取組が重要である。小学校高学年や中学生など早い段階からのキャリア教育の取組強化を図るとともに、企業が受け入れやすい仕組みを構築されたい。
- (4) 製造業における外国人労働者の受入れ対象業種の拡大を進めるとともに、日本語や日常生活の習得など受入れ前の条件整備も含めて国に働きかけをされたい。

4 中小製造業のネットワーク強化について

都内には高度な先端技術や優秀な基盤技術を有する中小製造業が多く操業している。これらの資源を融合し、技術力や生産性を高めるとともに、新製品や新技術の開発を推進していくネットワークを強化することが必要である。今般、中小製造業のネットワークの要である東京工業団体連合会や地域工業団体が果たす役割は益々重要になっている。東京工業団体連合会は、地域のニーズに対応し、地域の工業・産業団体を通じた中小製造業の活性化に努めているところである。

ついては、以下の支援を要望いたします。

- (1) 東京工業団体連合会の事業運営が円滑に遂行できるよう、引き続き組織体制の強化に対する支援と事業予算の確保・継続を図られたい。
- (2) 東京工業団体連合会の組織力を強化するため、多摩地域で新たな会員を獲得できるよう、都からも地域金融機関や市町村、工業組合等への働きかけを引き続き支援されたい。

【中小製造業に関する要望（一般要望）】

5 東京の立地競争力を強化するための税制の見直しについて

都内の中小製造業が安定かつ持続的に成長を続け、厳しい国際競争を勝ち

抜くには、わが国（東京都）の税制を見直し立地競争力を強化することが必要である。また、コロナ禍で苦しむ中小製造業にとって事業継続のうえでも重要である。

については、以下の支援を要望いたします。

- (1)固定資産税・都市計画税の小規模非住宅用地の減免措置を令和5年度以降も継続されたい。また、減免割合を引き上げられたい。
- (2)令和4年の地価公示価格が上昇した。令和3年度に措置された事業用家屋・償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準を最大でゼロとする軽減措置を令和5年度に復活実施されたい。

6 防災対策・非常時対応への支援について

中小製造業が都内で操業するには、工場と地域住民が安全・安心して共存できる災害に強い街づくりを推進していくことが必要である。そのためには、工場・事務所の不燃化・耐震化や水害、集中豪雨対策などの防災対策をしなければならない。また、コロナ禍、政情不安などに起因する突発的な事象おける非常・緊急時対応も重要である。

については、以下の支援を要望いたします。

- (1)防災対策として、工場等の建築物の不燃化・耐震化や地震、水害、集中豪雨対策などに対する助成、長期低利融資等の支援を拡充されたい。
- (2)節電・防災対策等で事業継続に必要な電源確保のため、自家発電設備や蓄電池等の設備導入や設備更新に対して支援されたい。
- (3)新たな事象を踏まえた事業継続計画（BCP）の策定やタイムリーな事業者向けのセミナーの開催など多面的な支援策を講じられたい。

7 受注機会の確保について

東京都は、入札・調達情報を一元的に集約した「ビジネスチャンス・ナビ」を平成28年4月から運用している。新型コロナウイルスによる需要減回復や都内中小企業の受注機会の確保拡大に効果的な運用がより一層期待される。また、原材料等価格上昇分の製品価格転嫁が進まず受注機会を失っている面もある。

については、以下の支援を要望いたします。

- (1)「ビジネスチャンス・ナビ」の操作・活用方法等の一層の周知と更なる発注案件の掘り起こしなど中小企業が受注機会を得られるよう支援体制を強化されたい。

- (2) 中小企業の受注機会の拡大と販路開拓に繋げられるよう多種多様（例：業種別・関連別・テーマ別）なイベントを企画実施されたい。
- (3) 原材料等価格上昇分を十分に価格に転嫁できていない。中小企業が適正に転嫁できるよう相談・支援策を講じられたい。

8 中小企業の情報セキュリティ対策について

I Tの普及により経営効率が向上した半面、情報漏洩、ウイルス等により大きな被害を被っている企業が増加している。I T技術が発達するほど情報セキュリティは複雑化し、その対応の重要性が叫ばれている今日、中小企業においても大きな経営課題として早急な対応が必要となってきた。については、以下の支援を要望いたします。

- (1) 経営資源が限られた中小企業であっても、十分なセキュリティ対策ができるよう、アドバイスや普及啓発、安全対策導入・運用に対する支援をされたい。また、中小企業団体（グループ含む）が会員企業等と協力して対策に取り組む場合の活動支援、設備・運用に対する支援をされたい。
- (2) この分野は技術進歩が激しいのですぐに陳腐化するので設備導入後のフォロー（追加設備導入・専門家派遣指導）支援策を構築されたい。

要 望 事 項

信用組合は、中小企業等協同組合法に基づく中小・小規模事業者等専門の金融機関として都内173店舗に及ぶネットワークを有し、地域等に密着したきめ細かな金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に取り組んでいるところですが、中小・小規模事業者等に対する更なる金融の円滑化および事業継続等に資するため、以下のとおり特段のご配慮とご支援を賜りたい。

1. 東京都制度融資にかかる制度内容等の充実

中小・小規模事業者、特に小規模事業者を主たる取引先とする私ども信用組合において、「東京都制度融資」は、中小・小規模事業者等の持続的な成長に向けての重要な施策となっておりますので、より一層の充実をお願いしたい。

また、新型コロナウイルス感染症が長期化し未だ収束に至らない中、ウクライナ情勢や円安などに起因した原材料価格をはじめとする諸物価の高騰は、多くの中小・小規模事業者にコスト負担の増大をもたらし、経営環境はさらに厳しさを増しています。

つきましては、中小・小規模事業者の資金繰りや事業継続のための更なる支援拡充策につきましてもご配慮いただくとともに、将来にわたり安定した経営を維持するための方策につきましてもご検討いただきたい。

2. 東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」における補助金の確保及び制度内容の充実

東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」においては、東京都の補助金（各組合の預託金）が、地域に根ざした創業を行う者への貴重な融資原資となっており、令和4年10月末現在の累計融資実績は1,239件7,391百万円に上る等その利用は着実に伸びてきております。

融資実行期間は残すところ2年間となりますが、安定的に創業サポート事業を継続するためにも、より一層の支援強化をお願いしたい。

なお、創業間もない経営者は、コロナ禍および物価高による経営環境悪化の影響をより強く受け、経営が厳しい先も出てきていることから、据置期間の延長・追加融資の実施等追加の資金繰り支援についてもご検討いただきたい。

要 望 事 項

3. 東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」の補助金の確保及び制度内容の充実

中小・小規模事業者において、経営者の高齢化等に伴う事業承継は喫緊の課題であり、後継者の確保をあきらめ廃業を選択する事業者が増加している中において、都内事業者数の減少に歯止めをかけるためにも、東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」は極めて有用な施策であることから、引き続き補助金の確保および充実をお願いしたい。併せて、支援対象先を後継候補者まで拡大する等より一層の支援強化をご検討いただきたい。

要 望 事 項

一 環境性能の高いユニバーサルデザインタクシーへの導入支援等

環境性能の高いユニバーサルデザインタクシー（以下、UD タクシーという。）の導入台数は、これまでの支援により令和4年4月現在で1万5千台を超えております。特に令和4年度予算においては支援額についても1台あたりの限度を100万円に拡大していただき感謝申し上げます。

この令和4年度の予算を積極的に活用し、より多くのタクシー車両を環境性能の高いUDタクシーに代替えすることが、喫緊の課題となっている地球温暖化対策のひとつである温室効果ガスの削減に寄与し、東京都の進める「カーボンハーフ」政策に非常に大きな役割を果たすものとの認識のもと、会員各社、UDタクシーの導入に鋭意取り組んでおります。

しかしながら、コロナ禍による半導体等の供給不足の影響により、UDタクシーは発注から納車まで相当の期間を要し、年度内登録ができない事態となっており、支援を活用することが困難な状況に陥っています。

UDタクシーの導入支援については、これまでも諸事情を考慮して予算措置を講じていただいたところではありますが、令和5年度におきましても前述の状況を鑑み予算執行の延長等についてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、現在のHV（UDタクシーを含む）・EV車両には電源を外部に供給できる機能を備えたものがあり、令和元年の「台風15号・19号」時には、停電状態が続いた千葉県内において、この車両を避難所や福祉施設へ派遣することにより避難生活に活躍した事例がありますことを付言させていただきます。

同様に、令和4年度末までとされている多言語対応タブレット導入予算についても、今後想定されるアフターコロナの訪日外国人の増加を見据え、予算の執行期間について弾力的な取扱いをお願いしたい。

二 乗務員の確保のための支援要請

求職者への就職支援（普通第二種運転免許取得）についても、これまでのご支援に感謝申し上げます。

現状、タクシー業界では、コロナ禍により高齢者が多数離職するなど乗務員不足が深刻化しており、コロナ禍以前と比較すると8,700名もの乗務員が離職している状況にあり、労働集約産業であるタクシー事業にとって極めて厳しい経営状況に直面しており、新たな乗務員の確保は業界の喫緊の課題となっております。

このような状況下、これまでの働きかけにより本年5月14日に改正道路交通法が施行となり、最短で19歳からの普通第二種運転免許取得が可能となり、

要 望 事 項

乗務員確保のための年齢制限等が緩和されましたが、その一方で、この緩和制限に該当する者が普通第二種運転免許取得の際にはこれまでの取得費用に加え、特別教習のための新たな費用（32万円）負担が生じております。

ご承知のように、タクシーは24時間稼働しており、ドア・ツー・ドア利便性を有し、終電、終バス以降も利用可能な唯一の公共交通機関であります。また、防災レポート車やタクシーこども110番やほぼ全ての車両がドライブレコーダーを搭載しており、都内の道路をくまなく走行していることから走る防犯灯として都内の治安維持にも大きく貢献しております。このように公共性のあるタクシー事業の維持に向け、タクシー乗務員となるうえで必須である普通第二種運転免許取得費用を始めとする乗務開始に至るまでに必要となる所要の研修費用等について支援の継続と拡大をお願いしたい。

タクシー企業就職から乗務開始までにかかる費用

種 別	普通免許取得後3年	普通免許取得後1年
普通第二種運転免許取得費用	220,000	220,000
乗務開始までに必要な費用 ※タクシーセンター研修、NASVA適性診断等	20,000	20,000
社内研修・日当補償	300,000	300,000
普通第二種運転免許特別教習		320,000
費用合計	540,000	860,000

三 高齢者、障害者への外出支援

障害者の方がタクシーを利用する場合、手帳の提示により運賃を一割引としておりますが、この割引については、タクシー事業者が補填する制度として平成2年よりスタートしています。この制度についても、昨今の厳しい経営環境の中にあって経営を圧迫する要因のひとつとなっております。

このような状況下、会員各社、UDタクシーの導入に取り組んでいることもあり、車椅子での利用者が増加しておりますがUDタクシーへの乗降については、乗車、降車にかかる時間は熟練者でもそれぞれ7～8分を要します。この乗降にかかる作業時間について料金を収受する事は認められておらず、基本歩合給である乗務員の賃金にも大きく影響しております。

高齢者や障害者の方にとって、UDタクシーは車いすでの乗車が可能であり、ドア・ツー・ドアで移動することができ、コロナ禍においても、安全、安心に外出できる移動手段であることは言うまでもありません。今後においても共生社会の実現に向け、より多くの高齢者や障害者の方が安全・安心な移動サービスを受けられるよう、また、タクシー業界がこれまで取り組んできた障害者割引制度が維持できるよう、バス、鉄道におけるシルバーパス同様の外出支援策を

要 望 事 項

講じていただくようお願いしたい。なお、タクシー事業者の負担による公共的割引負担額は10億円（平成30年度）にも上っております。

四 タクシー事業の維持、継続のための支援要請

コロナ禍により、人々の生活が大きく様変わりした結果、タクシー需要は依然低迷、コロナ禍以前への回復の兆しは一向に見えない状況が続いております。

このような状況下、上昇の一途を辿る最低賃金、猶予されていた社会保険の納付、融資の返済が始まる中、燃料価格が急騰するなどハイヤー・タクシー業界はこれまで経験したことのない危機的状況に直面しており、コロナ禍以前と比較すると、会員数では29社、車両数においては912両と大幅に減少しております。

タクシーはこれまでも社会インフラとして、また、エッセンシャルワーカーとして地域に貢献、地震や台風などの非常時においても最後まで頼れる交通機関としてその使命を果たしております。このようなタクシーの特性を考慮し、多くの自治体では、公共交通の維持、継続策として、地方創生臨時交付金を活用し、支援しているケースが多々あります。このような実情をご理解いただき、東京都におかれましても、昼夜を問わず公共交通の一翼を担っているタクシー事業に対し、事業継続のための支援をお願いしたい。

直近での各自治体におけるタクシー事業への支援状況

自治体	名 称	支援額
東京都江戸川区	運送事業者等燃料費高騰対策支援金	1事業者につき5～20万円
神奈川県横浜市	横浜市タクシー事業者支援金	タクシー1両につき1万円
神奈川県川崎市	タクシー事業者運行支援金	タクシー1両につき1万円
神奈川県横須賀市	公共交通燃料価格高騰対策補助金	タクシー1両につき3万円
埼玉県	地域公共交通安心運行支援金	1事業者につき10万円 タクシー1両につき1万円
千葉県	地域公共交通感染防止対策事業支援金	1事業者につき4～48万円

五 白タク行為の容認阻止と地域公共交通維持について

自家用自動車による、いわゆる「ライドシェア」について、新経済連盟や一部の政党において、未だにその解禁を求める動きがありますが、この「ライドシェア」は事業主体が運行に関する責任を負わず、雇用に関しても労働関係法令の規制を脱法的に逃れようとするなど安全、安心な輸送サービスの観点から多くの問題があると言わざるを得ません。

また、サブスクリプションでエリア内を定額乗り放題とする新たな乗合輸送サービス（mobi）の本格運行に向けた協議や実証実験運行のための協議が都内の

要 望 事 項

自治体で行われていますが、実験結果からはこの乗合輸送サービスの運行エリア内の乗合バス、タクシーの運行と全く競合するものであり、これまで築き上げてきた地域の公共交通が維持できなくなる虞があります。現状の交通体系をいかに継続していくかも重要な自治体の課題と認識していただき、ライドシェアの断固阻止と新たなモビリティの導入についての自治体担当者の極めて慎重な対応をお願いしたい。

六 通勤時間帯における実車タクシーのバス優先レーン等の走行について

コロナ禍にあって、感染防止シートを装着し、換気性能の高いタクシーを通勤に利用するケースがある一方、電車・バス利用等による密の状態を避け、通勤に自家用車を利用するケースが多くなっており、交通渋滞を引き起こしていると聞き及んでおります。

このため、都内一部や他県でも既に実施しているバスレーンの実車タクシー走行を認めていただくことにより、タクシー利用における目的地への定時性・速達性を確保し、自家用車から環境性能の高いタクシー利用へシフトを促すことが温室効果ガスの排出削減や交通渋滞の解消に繋がるなど、環境面からも、また利用者にとってもメリットの高い施策になります。このことから、通勤時間帯におけるバス優先レーン等への実車タクシーの走行を認めていただきたい。

七 身体障害者、高齢者等に対する支援施策

- 1 高齢化が進む中で、福祉輸送車両はリフトやスロープなどの装備を備えた車両により、福祉・教育・公共施設などへの送迎、病院への通院・入退院、観光、旅行、ショッピングなど日常生活に対する協力・支援を行い、「皆様の足」として活躍しています。

また、一般タクシーと同様、新型コロナウイルス感染患者輸送、ワクチン接種者輸送にも活躍しています。

今後も、福祉事業のサービス向上に向け、積極的に取組を図ってまいりますので、リフト付きタクシー等整備事業は平成 16 年度に、回転シート付き整備事業は平成 18 年度に事業終了との回答ですが、これらの補助事業の再開をお願いしたい。

- 2 区、市町村で発行している障害者等に対するタクシー福祉利用券の統一されたバーコード化を図られたい。

以前から要望しているタクシー福祉利用券の統一化については「区市町村が地域の実情に応じて独自に実施している事業について、都が協議機関を設けて調整することは困難」との回答を得ているが、利用券の金額・色・大きさ等、大幅な変更を伴う統一化の調整は困難としても、少なくとも区市町村コード・

要 望 事 項

金額・有効期限を含むバーコードを利用券に印刷をお願いしたい。

これにより、現状利用運賃を請求するにあたり、数々の利用券を区市町村毎に大勢の人間で仕分けする三密の作業がなくなり、区市町村及びタクシー会社の支払・請求作業が効率化することは、現下のコロナ禍の中で喫緊の課題であるとともに、DX推進対策となると考える。

3 事業所税の非課税・課税標準の特例・減免の対象となる施設等の拡充を図られたい。

公共性が高く都市機能上必要とされる施設に対して、事業所税の非課税・課税標準の特例・減免の対象となる施設が指定され、路線バス・タクシー・修学旅行時の貸切バス（観光バス）等の事業に供される施設が指定されているが、都立等の肢体不自由特別支援学校のスクールバスや高齢者、障害者の送迎バス等の福祉輸送サービス事業に供される施設は指定されていない。

福祉輸送車両（バス等）は、高齢者や障害者の移動手段として欠かすことのできない施設であり、公共性も高く都市機能上必要な施設であることは明らかであり、まさに政府税制調査会答申でいうところの「真に必要な分野」というべき施設であり、対象施設として指定されるようお願いしたい。

令和5年度予算要望ヒアリング資料

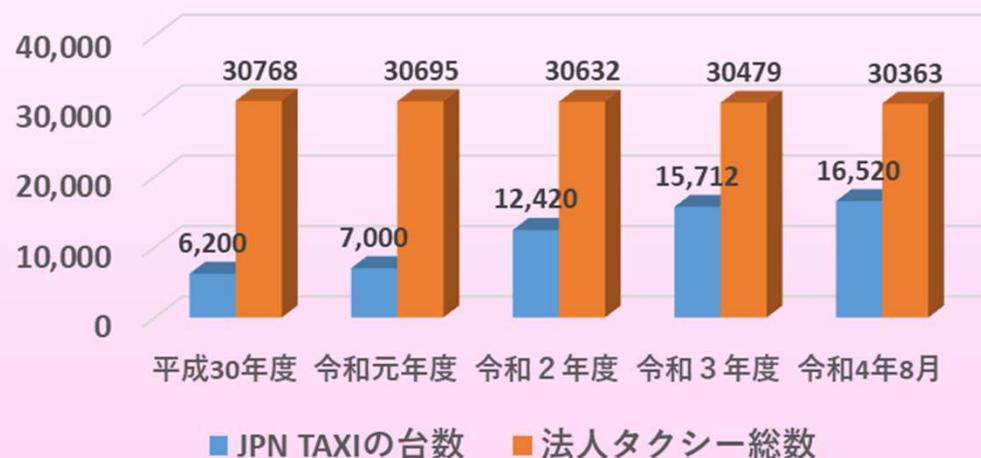


環境性能の高いUDタクシーの導入支援



- これまでの支援に加え、令和4年度補正予算では、**予算の増額+執行期間延長**の措置を講じていただき、感謝申し上げます。
- 今回の予算措置を活用し、東京の法人タクシー車両（30,363両）の2/3（**目標20,000両**）がJPN TAXIとなるよう努力して参ります。

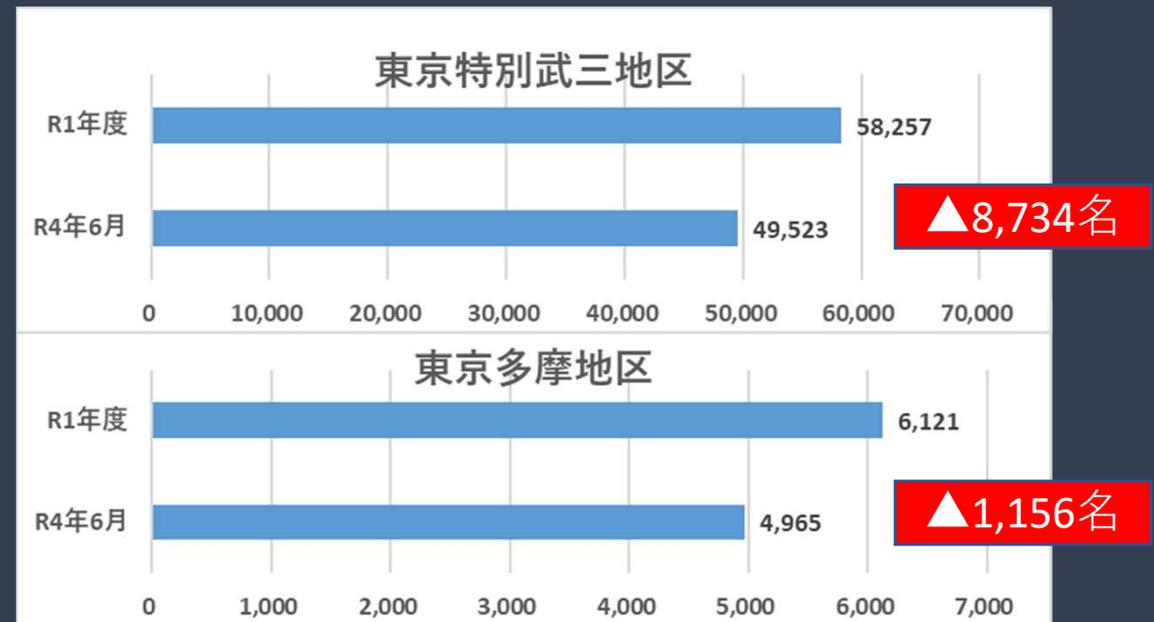
JPN TAXI 導入台数の推移



乗務員確保に向けた就職支援制度の拡充

- コロナ禍により乗務員は大幅に減少し、東京23区・武蔵野・三鷹エリア及び多摩エリアにおいて、**新たな乗務員の確保が業界の喫緊の課題**
- 本年5月から特例教習受講を要件に19歳で二種免許の取得が可能
(新たな費用負担が発生)

コロナ禍前と比較したタクシー乗務員の推移



採用から乗務開始までにかかる費用

種別	普通免許取得後3年	普通免許取得後1年
普通第二種運転免許取得費用	220,000	220,000
乗務開始までに必要な費用 ※タクシーセンター研修、NASVA適性診断等	20,000	20,000
社内研修・日当補償	300,000	300,000
普通第二種運転免許特別教習		320,000
費用合計	540,000	860,000